

御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(御杖村子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 御杖村子ども医療費助成条例(令和元年御杖村条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「奈良支部」を削る。

第2条第2項中「生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例により医療費の助成を受けている者
- (3) 当該子どもが御杖村心身障害者医療費助成条例により医療費の助成を受けている者
- (4) 当該子どもが御杖村精神障害者医療費助成条例により医療費の助成を受けている者

第3条の2第2項中「第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては、」を削り、「ことをもって」を「場合は」に改める。

(御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年御杖村条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「奈良支部」を削る。

第2条に次の3号を加える。

- (5) 御杖村子ども医療費助成条例による医療費の助成を受けていない者
- (6) 御杖村心身障害者医療費助成条例による医療費の助成を受けていない者
- (7) 御杖村精神障害者医療費助成条例による医療費の助成を受けていない者

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

(御杖村心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 御杖村心身障害者医療費助成条例(昭和48年御杖村条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「出生の日から6歳」を「1歳から18歳」に改め、同条第2項中「奈良支部」を削る。

第2条第1項に次の3号を加える。

- (3) 御杖村子ども医療費助成条例による医療費の助成を受けていない者
- (4) 御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成を受けていない者
- (5) 御杖村精神障害者医療費助成条例による医療費の助成を受けていない者

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。
(御杖村子ども医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の御杖村子ども医療費助成条例の規定は、令和6年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(御杖村心身障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の御杖村心身障害者医療費助成条例の規定は、令和6年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、令和6年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。